

お客さま 各位

糸魚川信用組合

電子交換所の設立に伴う

小切手・手形の払戻可能日時および各種手数料改定についてお知らせ

平素は、糸魚川信用組合をご利用いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本年11月に電子交換所を設立することが全国銀行協会にて決定し、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなります。これに伴い、当組合では本年11月より小切手・手形の払戻可能日時および取立手数料を下記のとおり変更させていただくことといたしました。

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

なお、お客さまの手形・小切手の発行、お持ち込みに関する手続きに変更はございません。

何卒ご理解を賜り、今後とも当組合をご利用くださいますようお願い申し上げます。

●払戻可能日時の変更

電子交換所設立後は、全国共通でひとつの交換所での取り扱いとなるため、払戻日時が統一されます。これにより、現在の小切手・手形の取り扱いでは支払場所が遠隔地の場合、払戻可能となるまでに日数を要していましたが、電子交換所設立後は、払戻可能日時が早くなります。

一方、電子交換所を通して払戻可能日時が統一されることで、これまでと比べ払戻可能日時が遅くなる場合がございます。お客さまには、ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(1) 変更日

令和4年11月2日(水) ご入金分より

(2) 小切手の払戻可能日時

支払場所	払戻可能日時（入金日から数えて）	
	現在	変更後
自店支払	即日	即日
当組合（他店券）	翌営業日	翌営業日
当組合以外の金融機関		
上越交換所	2営業日後	3営業日後 午後3時30分以降
県内 上越交換所以外	3営業日後	
県外 東京、横浜他	4営業日後	
県外 長野、群馬、山梨他	5営業日後	
県外 富山・石川・福岡他	6営業日後	

(3) 手形の払戻可能日時

支払場所	支払い可能日時（支払期日から数えて）	
	現在	変更後
自店支払	即日	即日
当組合	翌営業日	翌営業日
当組合以外の 金融機関	翌営業日	翌営業日 午後 3 時 30 分以降
	2 営業日後	

●各種手数料の改定

(1) 代金取立手数料の改定

改定日：令和 4 年 11 月 2 日(水) 受付分より

改定前			改定後	
上越交換所内 (当組合本支店宛含む)		220 円	電子交換所取立 (当組合本支店宛含む)	440 円
上越交換所	普通扱い(集中取立)	660 円		
以外の取立	至急扱い(個別取立)	880 円		
不渡手形返却料		660 円	不渡手形返却料	1,100 円
取立手形組戻料		660 円	取立手形組戻料	1,100 円
取立手形店頭提示料		660 円	取立手形店頭提示料	1,100 円

※個別取立の取り扱いについて

電子交換所の設立後は、電子交換所での取り扱いに変更となります。ただし電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手については郵送等で取立手続を行う場合は、手数料が異なります。

(2) 手形・小切手帳発行手数料

改定日：令和 4 年 11 月 4 日受付分より

改定前		改定後	
約束手形(25 枚綴り)	440 円	約束手形(25 枚綴り)	880 円
小切手帳(50 枚綴り)	660 円	小切手帳(50 枚綴り)	1,320 円

※詳しくは当組合の各店窓口または営業担当者までお問い合わせ下さい。

